

新型インフルエンザ等対策に関する
業務計画および事業継続計画

平成 28 年 6 月
水島ガス株式会社

目次

第1章 総 則

- 1-1 業務計画の目的、基本方針
- 1-2 業務計画の運用

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- 2-1 新型インフルエンザ等対策の実施体制
- 2-2 情報収集および共有体制、関係機関との連携

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 3-1 感染対策の検討・実施
- 3-2 第1次非常体制における対応
- 3-3 第2次非常体制における対応

第4章 事業継続計画

- 4-1 基本方針
- 4-2 継続業務の特定と継続方法
- 4-3 特定接種の実施

第5章 その他

- 5-1 教育・訓練
- 5-2 計画の見直し

別表 第1-1 新型インフルエンザ発生時の体制

別表 第1-2 業務分担

別表 第2 非常体制発令・解除の権限者

別表 第3 本部長代行順位

別表 第4 社外機関との情報連絡経路

第1章 総 則

1-1 業務計画の目的、基本方針

この業務計画（以下「この計画」という。）は、新型インフルエンザ等が国内外において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスおよびLPガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めるものである。

1-2 業務計画の運用

(1) この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下のとおりとする。

- ① 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
- ② 感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きいもの。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の被害は、従業員の40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定する。
また、他の社会機能維持者（※）は最低限度の稼働がなされていると想定する。

※ 治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2-1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等の発生段階は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月）」に定めるとおりとする。

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 都道府県においては、以下のいずれかの発生段階（※） <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 都道府県においては、以下のいずれかの発生段階（※） <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態

※ 地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断する。

(2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、以下の区分による。

発生段階	非常体制の区分
(未発生期・海外発生期)	(平常時)
国内発生早期	第1次非常体制 (※感染状況等により第2次非常体制に移行)
国内感染期	第2次非常体制 (※感染状況等により第1次非常体制を継続)

(3) 非常体制の組織および業務分担は、別表第1-1、別表第1-2に定める。

(4) 非常体制の発令・解除は、別表第2により行うものとする。

- ① 非常体制の発令は、総務部が政府対策本部・都道府県の決定判断、ならびに新型インフルエンザの発生状況について情報収集を行い、第1次非常体制の発令および第2次非常体制への移行が必要と判断した場合、総務部長（第1次非常体制の場合）、本部長（第2次非常体制の場合は社長）に具申し決定する。
- ② 本部長は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を宣言した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除する。
- ③ 本部長の代行順位は、別表第3のとおりとする。

2-2 情報収集および共有体制、関係機関との連携

- (1) 平常時より、総務部は別表第4に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これら外部諸機関と適切に情報交換を行う。
- (2) 非常体制時には、別表第4に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これら外部諸機関と適切に情報交換を行う。
- (3) 各部・班は、得られた情報を必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3-1 感染対策の検討・実施

3-1-1 平常時における対応

従業員への感染防止の観点から、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザの流行に備えた準備を行うとともに、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

3-2 第1次非常体制における対応

3-2-1 情報収集および周知

- (1) 総務部、企画調査部は、別表第4に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これら外部諸機関と適切に情報交換を行う。
- (2) 総務部、企画調査部は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

3-2-2 BCP発動に備えた準備

各部は、第2次非常体制に移行し、BCP発動に伴う業務縮小へ速やかに移行できるよう準備を行う。

3-2-3 基本的な対応

- (1) 業務の縮小や人員の再配置は行わず、感染予防措置等を徹底していくことで対応する。
- (2) 原則、全ての業務を可能な限り実施する。ただし必要に応じて、一部業務の縮小を行う。

3-2-4 感染予防のための措置

総務、厚生班は、第1次非常体制の発令後、速やかに以下の事項を周知・徹底する。

- ① 新型インフルエンザの基礎知識。
- ② マスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策や感染拡大を防止するための「咳エチケット」等。
- ③ 必要な職場へマスク、ゴーグル等の感染防止物資の配布。
- ④ 総務、厚生班に設置する健康相談窓口とその活用方法。
- ⑤ 発熱時には直ちに医療機関で受診し、医師の指示に従うこと。
- ⑥ 社員等およびその家族が新型インフルエンザに感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、社員等が取るべき措置に関すること。

- ⑦ 会議・集会等とその出席者数の制限に関すること。
- ⑧ 新型インフルエンザ発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い。

3-3 第2次非常体制における対応

3-3-1 情報収集および周知

- (1) 各部・班は、別表第4に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各部・班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部署へ周知する。

3-3-2 事業運営体制

- (1) 災害対策本部を立ち上げ、全社体制を発令する。
- (2) 各部は事業継続（BCP発動に伴う業務縮小）を前提とした体制に移行する。

3-3-3 基本的な対応

- (1) 「供給維持業務」、「支援業務」、「一部の営業関連継続業務」に限定し、事業を継続する。
- (2) 感染防止、感染拡大防止の観点から、原則としてお客さま接点（面対）業務は全て中止する（検針、安全点検、開閉栓、機器修理、内管漏洩修理、マイコン復帰等）。ただし、お客さまが社会機能維持者、救急指定病院等、社会的重要施設である場合および災害の発生が懸念される場合は、個別に判断し、必要に応じて対応する。
- (3) 供給維持業務とそれを支援する業務の要員（協力会社社員を含む）は、人数を絞り込んだ上で対応する。対応期間中は、これらの要員を複数班に分けて、原則2週間程度で交代することを目安としたローテーションを行う。
- (4) 公共交通機関を利用せず、車、自転車、徒歩等で通勤する。ただし、感染状況に応じ、業務継続拠点にて籠城する。
- (5) 「供給維持業務」、「支援業務」、「一部の営業関連継続業務」の要員以外は、原則として出社せず自宅待機とする。

3-3-4 感染拡大予防のための措置

総務、厚生班は、第1次非常体制における措置に加えて、以下の項目等に取り組む。

- ① 国内外の新型インフルエンザ感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ罹患状況を継続的に把握し、周知する。
- ② 社員等およびその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
- ③ 会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をするよう各部に指示する。
- ④ 事務所入所の際の感染防護措置（手洗い・うがい・検温など）実施、サージカルマスクの室内常時着用、供給維持要員の室外作業におけるN95、抗菌マスク等の着用を徹底する。また、必要に応じて、ゴーグル、手袋等の防護用品も併せて使用すべきことを周知徹底する。
- ⑤ 外部からの訪問者（来客など）に対する措置（事業所入所の際の措置：手洗い・うがい・検温・サージカルマスクの着用など）の徹底。
- ⑥ 対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療職を派遣する。
- ⑦ 国および地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種等の新型インフルエンザ予防措置を実施する。
- ⑧ 国等の指示に基づき、患者発生国・地域に滞在する社員等およびその家族、または患者発生国・地域から帰国した社員等およびその家族に対し必要な措置を講ずるとともに、今後の患者発生国・地域に対する海外渡航の是非を検討し、渡航の取りやめ等の勧告を行う。

3-3-5 感染終息（発生段階：「小康期」）に向けた対応

各部は下記の対応策を実施する。

- ① 新型インフルエンザからの回復者のリストアップと要員の確保見通しの検討。
- ② 流行終了後に回復させる業務の順位付けの確認。
- ③ 消費した衛生資材等の数量把握と不足分の補充。

第4章 事業継続計画

4-1 基本方針

(1) 最優先する事項

お客さま、社員等（その家族を含む）および供給継続に資する関連事業者の生命保護を事業継続に優先する。

(2) 事業継続計画の基本的考え方

都市ガスおよびLPガスの製造・供給について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から縮小する。

(3) 事業継続計画の発動

原則として国内感染期の状況になり、本部長が必要と判断した場合、事業継続計画を発動する。

4-2 継続業務の特定と継続方法

(1) 継続業務（重要業務）、中止業務（休止業務）の分類および方針

業務を「A：継続業務」と「B：中止業務」に分類し、新型インフルエンザが流行し、本部長が事業継続計画を発動した場合に移行する。

区分	名称	内容
A	継続業務	ガスの供給維持に必須な業務およびその支援業務
B	中止業務	ガスの製造・供給の継続に直接関与しない業務

(2) 主な業務分類

各部の業務を以下のとおり分類する。

なお、各種企画・計画・調査業務、イベントおよび教育研修については、全社を共通して「B：中止業務」に分類する。

組 織	区分	主な業務
企画調査部	A	○マスコミ対応 ○システム維持管理 ○原料費調整
総 務 部	A	○給与、労務管理 ○資金調達、支払手続き、決算 ○資材発注、入在庫業務 ○建物・設備の維持管理
	B	○監査
営 業 部	A	○電話受付／情報連絡 ○優先復旧お客さまの機器修理の現地対応
	B	○開発営業 ○店頭業務 ○定期保安点検 ○開閉栓 ○検針 ○機器修理 ○ショールームの運営
供 給 部	A	○ガス製造・供給調整 ○原料ガスの受入れ ○製造・供給設備の維持管理 ○緊急性を有する工事 ○他工事対応
	B	○漏洩調査、特定点検 ○計画工事 ○経年管入替折衝 ○製造設備の定期点検、計画修繕
液化ガス部	A	○電話受付／情報連絡 ○液化石油ガスの受入れ ○充填・配送業務 ○製造・供給設備の維持管理 ○オートガススタンド業務 ○緊急性を有する工事 ○他工事対応 ○優先復旧お客さまの機器修理の現地対応
	B	○開発営業 ○店頭業務 ○定期保安点検 ○開閉栓 ○検針 ○集金 ○機器修理 ○漏洩調査 ○計画工事 ○経年管入替折衝 ○製造設備の定期点検

(注) 「B：中止業務」に分類した業務について、お客さまが社会機能維持者、救急指定病院等、社会的
重要施設である場合および災害の発生が懸念される場合は、個別に判断し、必要に応じて対応する。

(3) 継続業務の要員計画

組 織	主な継続業務	要員数	要員内訳	
			社員	協力会社
総務部、 企画調査部	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の事務・庶務 ・感染拡大に関する業務（ワクチンの接種他） ・勤務状況・健康状態の確認 ・社外対応 ・プレスリリースの発信、マスコミ対応 ・システム維持管理 ・資機材の調達、倉庫からの出庫業務 ・建物および付帯設備の維持管理 ・資金調達、支払手続き 	8	8	—
営 業 部	<ul style="list-style-type: none"> ・電話受付／情報連絡 ・優先復旧お客さまの機器修理の現地対応 	20	16	4
供 給 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス製造・供給調整 ・原料ガスの受入れ ・製造・供給設備の維持管理 ・緊急性を有する工事（ガス漏れ、供給支障対応含む） ・他工事対応（照会受付・協議・立会い） 	16	10	6
液化ガス部	<ul style="list-style-type: none"> ・電話受付／情報連絡 ・液化石油ガスの受入れ ・充填・配送業務 ・製造・供給設備の維持管理 ・オートガススタンド業務 ・緊急性を有する工事（ガス漏れ、供給支障対応含む） ・他工事対応（照会受付・協議・立会い） 	12	12	—
合 計		56	46	10

(注) ローテーションを踏まえた要員数

4-3 特定接種の実施

4-3-1 接種対象

特定接種は、この計画に定める継続業務に従事する者を対象とする。

4-3-2 接種場所

ワクチンの接種は、接種可能な診療所等で行う。

第5章 その他

5-1 教育・訓練

感染予防や感染拡大を防止するための教育、また、実施体制がより有効に機能するよう、訓練を必要に応じて実施する。

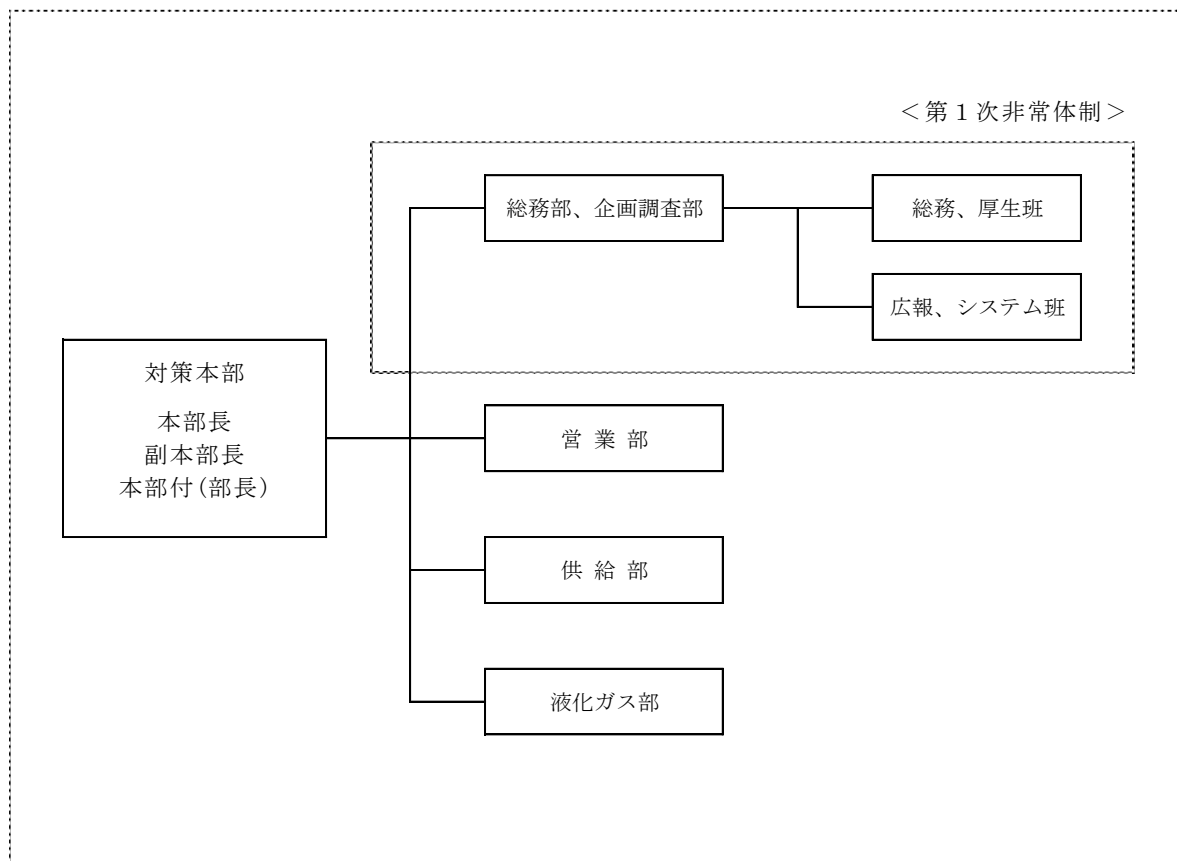
5-2 計画の見直し

新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この業務計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加えるものとする。

制 定 平成28年6月25日

別表 第1-1 新型インフルエンザ発生時の体制

< 第2次非常体制 >



別表第1-2 業務分担

組 織		主な業務
対策本部		<ul style="list-style-type: none"> ・各部、各班の総括 ・対策・方針の決定 ・重要な对外発表内容の決定
総務部、 企画調査部	総務、厚生班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・分析・伝達 ・対策本部の事務・庶務 ・社外諸機関の対応、報告（案）の作成、情報受発信 （※液化ガスに関するものは除く） ・社員等の勤務状況・安否の確認、感染予防・感染拡大阻止にかかる諸行動の周知徹底 ・班内実施策の検討・実施
	広報、システム班	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミの対応 ・マスコミ情報の収集、マスコミ発表、文（案）の作成 ・お客さまへの広報活動の支援 ・コンピュータ等のシステム機器に関わる対策 ・班内実施策の検討・実施
営業部		<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガス営業設備に関わる対策 ・都市ガスのお客さまへの広報活動 ・都市ガスのお客さまの問い合わせ対応 ・部内実施策の検討・実施
供給部		<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガスの供給設備に関わる対策 ・都市ガスの生産設備に関わる対策 ・部内実施策の検討・実施
液化ガス部		<ul style="list-style-type: none"> ・液化ガスのLPガス製造設備に関わる対策 ・液化ガスの営業設備に関わる対策 ・液化ガスのお客さまへの広報活動 ・液化ガスのお客さまの問い合わせ対応 ・液化ガスの社外諸機関の対応、報告（案）の作成、情報受発信 ・部内実施策の検討・実施

別表第2 非常体制発令・解除の権限者

非常体制の区分	発令・解除の権限者
第1次非常体制	総務部長
第2次非常体制	本部長(社長)

別表第3 本部長代行順位

第1位代行者	常務取締役
第2位代行者	取締役

(注) 取締役が複数の場合は、①総務部担当、②企画調査部担当、③供給部担当、④営業部担当、⑤液化ガス部担当の順位で代行する。

別表第4 社外機関との情報連絡経路

